

令和8年度東峰村農林業振興対策補助金等要望調査

調査の趣旨: 来年度の補助金の申込受付にあたり、実施を計画している農家の
方々へ補助金の要望調査を行うものです。

1. 振興作物推進環境整備事業・・(事業主体:村内在住農業者)

振興作物の収穫作業効率支援・生産推進に対する補助。振興作物に限る
振興作物を3年以上作付・出荷の条件あり
(ビニールハウスの新設・建替えは10年間の共済加入も条件となる)

- ・ビニールハウスの新設・建替え (補助率:70%以内)
- ・ビニールハウスの張替え (補助率:50%以内)
- ・予冷库の購入 (米は対象外) (補助率:50%以内)

※いずれも付帯設備は対象外で自己負担となります。



2. 小規模農地維持保全事業・・(事業主体:関係受益者2戸以上)

国、県事業に採択されない小規模農地を維持保全するために要する経費補助

- ・農道、用排水路の新設改良 (補助率:30%以内、限度額20万円)
- ・農道舗装(原材料費) (補助率:70%以内)

- ・畦畔コンクリート工事 (県単事業以外) (補助率:30%以内、限度額20万円)
- ・圃場内排水促進工事 (暗渠排水・排水溝) (補助率:30%以内、限度額50万円)
- ・農地石積の間詰めコンクリート補助 (農地の石垣に限る)
(補助率:50%以内、補助対象事業費 3,500 円/m²以)

→ 受益者1戸
でも可能

3. 有害鳥獣防護対策事業・・(事業主体:村内在住農林業者)

有害鳥獣から農林産物被害を防止する為、電気柵・防護柵の購入経費補助
(補助率:50%以内)

- ・電気柵 限度額 3 万円、共同設置の場合は限度額 6 万円
- ・防護柵 限度額 5 万円、共同設置の場合は限度額 8 万円

4. 漬物の製造に係る加工所設置補助金・・(事業主体:村内在住の個人・グループ)

漬物製造のため設置する加工所の新設・改修に要する経費補助
(補助率:75%以内、限度額75万円)

※1～3 の項目は、「東峰村農林業振興対策事業補助金交付要綱」の事業です。

※4の項目は、「東峰村漬物の製造に係る農産物加工所設置費等補助金交付要綱」の事業です。

※今回の要望は事業を確約するものではありません。

※原則、今回要望調査を提出された方を優先して補助金の交付を行います。

受付期間:11月17日(月)～12月12日(金)まで

申込・問合せ先:東峰村役場 農林建設課
TEL 0946-72-2313
FAX 0946-72-2370

↪裏面 令和8年度 要望調査票

令和8年度 農林業振興対策補助金要望調査票

氏 名:	
地区名:	東峰村大字
連絡先:	

事業区分	概 要（規格・機能等）	数量	単価	補助対象金額
ビニールハウス				
予 冷 庫				
農道・用排水路工事				
農道舗装(原材料費)				
畦畔コンクリート				
圃場内排水促進工事				
間詰めコンクリート				
電 気 柵				
防 護 柵 等				
漬物製造加工所設置				

※調査票提出時に見積書の添付をお願いします。
※今回の要望は事業を確約するものではありません。
※原則、今回要望調査を提出された方を優先して補助金の交付を行います。